$\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

## 后川朱公報

平成 26 年 5 月 26 日 (月曜日)

뮥

外

(第 52 号)

目 次

公 告

○専決処分による予算の要領の公表

(財 政 課) 1

公 告

専決処分による予算の要領の公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成26年3月31日専決処分した予算の要領は、次のとおりである。

平成26年5月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 平成25年度石川県一般会計補正予算(第5号)

平成25年度の石川県一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,159,000千円を追加し、 歳入歳出それぞれ557,845,423千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 平成25年度石川県一般会計歳入 歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

## 第 1 表 平成25年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款			項			補正前の額	補 正 額	<del>= </del>
3 地方譲与税			:			<sup>手円</sup> 20, 200, 000	△ 23,371	<sup>千円</sup> 20, 176, 629
			2	地 方 揮 発 譲	油税	2, 150, 000	△ 20,789	2, 129, 211
			3	石油ガス譲与	-税	145, 000	△ 5,710	139, 290
			4	航 空 機 燃 譲 与	料税	5, 000	3, 128	8, 128
5	地方交	付税				131, 238, 757	919, 831	132, 158, 588
			1	地方交付	税	131, 238, 757	919, 831	132, 158, 588
6	交通安全特別交					380, 000	5, 131	385, 131
			1	交通安全対 特 別 交 付		380, 000	5, 131	385, 131
11	寄 附	金				39, 632	1,730	41, 362
			1	寄 附	金	39, 632	1,730	41, 362
12	繰 入	金				24, 188, 510	△ 729, 413	23, 459, 097
			2	基金繰入	金	23, 982, 598	△ 729, 413	23, 253, 185
14	諸 収	入				41, 650, 695	18, 566, 092	60, 216, 787
			1	延滞金、加算 及 び 過 料		267, 432	△ 5,826	261, 606
			5	収益事業収	入	3, 800, 000	△ 170, 202	3, 629, 798
			6	雑	入	7, 887, 947	18, 742, 120	26, 630, 067
15	県	債				103, 947, 000	△7, 581, 000	96, 366, 000
			1	県	債	103, 947, 000	△7, 581, 000	96, 366, 000
	歳 入		É	<b>計</b>		546, 686, 423	11, 159, 000	557, 845, 423

款	項	補正前の額	補 正 額	dž
2 総 務 費		f用 60, 977, 396	千円 11, 159, 000	<sup>千円</sup> 72, 136, 396
	1 総務管理費	17, 662, 668	11, 159, 000	28, 821, 668
歳出	合 計	546, 686, 423	11, 159, 000	557, 845, 423

## 第2表 地方債補正

<b>扫集</b> 页目的	補	正 前		補	E	後
起債の目的	限 度 額 起債の 方 法	利率	償還の方法	限 度 額 起債の 方 法	利率	償還の方法
自 然 環 境 費	71,000 普通貸借又 	8.5%以内 (ただし、	借入先の融通条件 による。ただし、	************************************	8.5%以内 (ただし、	借入先の融通条件による。ただし、
観光振興費	4, 069, 000	利率見直し 方式で借り	県財政その他の都 合により、据置期	4, 000, 000	利率見直し 方式で借り	県財政その他の都
農業振興費	53,000	入れる資金	間及び償還期限を		入れる資金	間及び償還期限を
農業農村整備事業費	1, 157, 000	について、利率の見直	短縮し、若しくは繰上償還又は借換	1, 133, 000	について、利率の見直	短縮し、若しくは 繰上償還又は借換
国直轄土地改良事業費負担金	24,000	しを行った後において	えすることができ る。	20,000	しを行った後において	えすることができ     る。
造 林 費	301,000	は、当該見直し後の利		292,000	は、当該見直し後の利	
林 道 費	239, 000	率)		149,000	率)	
治 山 費	734, 000			726, 000		
国 直 轄 治 山事 業 費 負 担 金	43,000			42,000		
漁港建設費	438,000			436, 000		
道路建設費	8, 734, 000			8, 367, 000		
道路整備費	5, 399, 000			2, 522, 000		
国直轄道路事業費 負 担 金	4, 439, 000			4, 436, 000		

<b>扫集</b> 页日数	   	Ħ	正	前	神	Ì	正	後
起債の目的	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法
体 育 施 設 費	221, 000				_			
林地荒廃防止施設 災害復旧事業費	68,000				58,000			
林道災害復旧事業費	25,000				23,000			
国直轄災害復旧費 負 担 金	54,000				56,000			
県単土木災害復旧費	15,000				14, 000			
一般管理費	25,000	¥			_			
財 産 管 理 費	317, 000				_			
企画振興総務費	614, 000				_			
国直轄空港事業費 負 担 金	13,000				12,000			
交 通 対 策 費	1, 221, 000				1, 202, 000			1
歴 史 博 物 館 費	534, 000				150,000			
男女共同参画費	27,000			4	_		2)	
計	103, 947, 000				96, 366, 000			

6

平成26年5月26日(月曜日)

口

 $\equiv$ 

詗

於

機

亨

\*